地域防災の要

●退団者105 人

【馬瀬】 金山 今井敏貴

見廣篤司

【団本部】 分団長 河尻明子

小池崇之 【萩原】 曽我竜也

金山】 【下呂】 金森健次 柿ケ野孝行 杉山勝彦、

田口宗示 【小坂】

藤枝道彦、

団本部】

中川晴加

馬瀬 】 二村弘行 副分団長

中嶋勇人 、萩原】 団本部】 桂川武史、 田 口美生

戸松広郁 金山】 細井孝広、

小畑美之、 青木大輔 伊東友和、 伊藤伸吾、 本多幸広、 江原由佳 安江仙一、 吉田武広、

河村文太、 瀬 阪田紀行 池戸静雄

下呂】

坂本茂久、

程川嘉門、 【萩原】 団本部

部長

黒木晴久、

柿ヶ野明広、

口智浩

鈴木太郎

、 金 柴田圭一、 滕澤佳範 Щ 日下部康行、 中島真也、

団本部 【馬瀬】 【下呂】 鈴木祥平 松葉伸昭

中島大輔、 金山 進藤和明、 団員 今井貴範 金山清哉 日下部覚

【萩原】 江間昌弥、 熊﨑美和 佐藤章皓、 哲大、

川上誓也 【小坂】 河原高宏 石丸公典

下呂 田口広人、 細江エリアス明、 熊﨑真仁、 山崎祥之、 細江守、 田口幸弥、 前田晃佑 古田光平、

金山 長谷川純 土屋翔嗣、 矢島貴俊、 土屋寛晃、 田口公基、 髙木翔太郎

桃原誠招、 今井 学、 木一勝之、 【小坂】 青木忠義、 大西 仁、 青木清章、 ●災害支援団員 萩原】 中川勝美 二村哲行、 長田和久 浅井秀明 青木和夫 青木孝浩 二村茂樹 山下亮、 田中吉文、

中島路正 金山】 加藤冬城、 細江美雅、 【下呂】 藤村幸夫、 足立豊 細江幹博、 野二郎、

中西義隆、 【馬瀬】 清水和夫、 中田修 佐藤和彦 見廣 誠、 尾里隆文、

入団者 92 人

今井勝也、 桂川翔多、 青木穂高、 【萩原】 髙橋宏之、 新規基本団員 35人 青木 啓、 春田洋希、 岩木呂爽汰、 倉地孝明、

中島真也、

日下部覚、

県大会)は中止します。

【消防総務課】

小林己樹、

長谷部初司、加藤雅隆、 日下部康行、星谷敏巳、 【金山】 長尾順治、

【小坂】 岩本竜空 飯塚匠真、 山下大翔、 大森裕太 蒲 克哲 小村北斗、

田口啓太、 金山】 松田匠、 【下呂】 古田竜万、 前野航輝、 東池卓美、 高崎啓輔、 野中涼、 北野 元、 星屋裕哉、 榊原大輔 中島恒太、 今井貴雅、 齋藤哲太、 熊崎寛也 武川貴久、 星野晶 小瀬晶斗、

一萩原】小池正人 再入団基本団員 47

熊﨑 徹、 細江康幸、 下呂 【小坂】 細江洋志、 蒲 和昌、二村茂樹 大森真一、 大西 仁、 二村哲行、 、田口宗示、藤枝道彦、 足立 豊 細江孝雄、 熊﨑幸一、 藤村学、 細江幹博、 木一勝之、

二村恭弘、 二村秀樹、 上田利章、 桂川昭雄、 見廣勝彦、 水口満、 尾里隆文、 【馬瀬】 金森健次、 一村剛志、 二村通生 二村浩 越渡裕之 小池英機、 今井博之、 二村康彦、 山本正道、 熊崎 隆、 戸松広郁 小池隆二、

島田貴也、二村裕規、 今井豊治、 【萩原】 災害支援団員10人 村杉剛、 丸山三雄、

【小坂】 小林仁志 今井邦彦

金子哲、

岡﨑孝弘、

した。 法大会(各方面隊競技 防団入・退団式は新型 会、下呂市大会、岐阜 消防団が関わる消防操 コロナウィルス感染拡 大防止のため中止しま また、今年度下呂市 令和2年度下呂市消

新し いはしご車が 配備されました!

されました。 動車)が3月23日、 迎えたはしご車に代わり、新しいは し ご 車(屈折はしご付消防ポンプ自 平成12年に配備され、 中消防署に配備 使用期限を

りが可能なバスケットが装備されて が可能です。 とにより、障害物を避けることがで ル、先端約5メートルが屈折するこ いており、最高地上高は約25メート できる自動放水銃と左右45度の首振 きます。また、先端には遠隔操作が 新しいはしご車は屈折はしごが付 建物の正面に接近しての消火



▶新しいはしご車で訓練を行う署員=中消防署

住宅用火災警報器のおかげで、 家族(4人)の命が救われました!

昨年 12 月に市内の住宅で、充電中のパソコンが出火するという火災があり、被害に遭われた人は「少し発見が遅ければ家族みんなが死んでいたと思います。住宅用火災警報器の大切さが本当に分かりました。このことを市民の皆さんにも知ってほしいです。」と話してくださいました。



実際に起きたお話で 住宅用火災警報器の大切さを 知っていただければと 思います





住宅用火災警報器を設置されていない人へ! —

平成23年6月1日から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されていますので、下図を参考に必ず設置してください。

感知器 1 個が感知 すると全ての感知 器が鳴る「連動型」 をお薦めします。



- 住宅用火災警報器を**設置されている**人へ! -

住宅用火災警報器は、10年以上経つと内部の部品が劣化して、正常に動かなくなる恐れがあり、本体の交換が望ましいとされています。住宅用火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」または本体に記載されている「製造年」を確認してください。

住宅用火災警報器のご相談は予防課、

または最寄りの消防署までご連絡ください。

予防課 ☎ 25-6188

中消防署 **☎** 25-4888 北消防署 **☎** 52-3519 小坂分署 **☎** 62-3536 南消防署 **☎** 34-0119